

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（91）
2. 日 時：令和3年3月17日 13時30分～14時25分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

三浦上席安全審査官、植木主任安全審査官※、藤原主任安全審査官、
小野安全審査専門職、杉原技術参与、谷口技術参与

東北電力株式会社：

原子力本部 土木建築部 課長、他2名

原子力本部 土木建築部 部長、他6名※

5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「津波による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。
＜津波への配慮に関する説明書（VI-1-1-2-2-4）＞
 - 砂移動による大容量送水ポンプの通水性評価について、非常用海水ポンプの評価と同様とした根拠を説明すること。
＜津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針＞
 - 防潮堤のうち鉄筋コンクリート（RC）遮水壁について、津波の遡上域に設置していないことを踏まえ、強度計算の方針を整理して説明すること。
＜津波への配慮に関する説明書の補足説明資料＞
 - 第3号機熱交換器建屋の設計に用いる規格・基準について、他の防潮壁と差異が生じた理由を説明すること。
- （3）東北電力株式会社から、（2）について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（耐津波）（〇2-他-F-01-0022__改2）（令和3年3月10日提出）
- (2) VI-3-別添3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針（〇2-エ-B-20-0001__改2）（令和3年3月10日提出）
- (3) 先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-別添3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針）（〇2-エ-B-20-0002__改2）（令和3年3月10日提出）
- (4) VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書（〇2-エ-B-01-0002__改3）（令和3年3月10日提出）
- (5) 先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）（〇2-エ-B-01-0003__改3）（令和3年3月10日提出）
- (6) 補足-140-1 【津波への配慮に関する説明書の補足説明資料】（〇2-補-E-01-0140-1__改7）（令和3年3月10日提出）

以上